

高校一年生の作文の時間でした。題は「自由と言うとOくんが「書く」ことが何もない」と言うので、私が「お兄ちゃんのことでも書いたら」と言いました。すると、いつももはやんちやなOくんが「お兄ちゃんのことは、かわいそうで書けない」と言って、涙をぽろりとこぼしました。

六箇月たつたころ、もう自分が回復することは絶対にないと思望したのでしようか、世話をしてくれているお母さんに一週間悪口雜言を浴びせ、やけを言い続けた後はびつたりと口をつぐんだそうですわたしは言葉がありませんでした。それから二十数年

いて、杉島さんは次のように解明しました。第一は、この法律が必要であるという実態や根拠、いわゆる立法事実がないと、いうこと。「情報化の進展」ということで、インターネット上での差別を理由としています。しかし、杉島さんの分析によるとネット上に部落差別

インターネット上に 「部落差別」はあふれているか

生徒とのふれあい11

過失

谷内 純一



高校一年生の作文の時間でした。題は「自由」と「くん」が「書く」と「何もない」と言うので、私が「お兄ちゃんのことでも書いたら」と言いました。すると、いつもやんちゃな「くん」が「お兄ちゃんのことは、かわいそうで書けない」と言って、涙をぽろりとこぼしました。

ルなので水深は浅い。そこへ真っ逆さまに落ちて行って、頸椎を骨折するという事故になりました。命は取り留めましたが、首から下は麻痺して、しゃべることのほかは何もできな

がたち私は退職していました。教え子の両親が経営しているお店に行つたとき、お母さんから、「〇くんのお兄さんが亡くなりました」と聞かれました。彼の苦しみ、世話を続けたお母さんのことを思いました。バク転飛び込みは悪事の内には入らないふ

るが、生たちはどんどんバク転で飛び込みをするのでハラハラします。監視員の当番でから出された際、中学生休みに野市中のブー

息子が中学生の時、生は残酷だと思いま

子供たちの心身の発達を促進することには大いに賛成です。昨年の夏、高知新聞紙上で今後はブル監視員の責任も追及される云々という見出しが見かけましたが、権限を与えず、義務や責任だけを P.T.A.監視員に押し付けることのないよう条件整備をすべきだと思います(見出ししか読んでないので、あるいはピント外れの意見になつてゐるかもしません)

があふれている実態ではなく、しかも法律では規制できないとの指摘です。

第二は、何が部落差別なのかという定義がないこと、従つて主観的判断が起ること、さらに「部落差別の解消」とはどういうことがが分からぬいとのことです。

配慮すること、です。このような注文が必要な法律は例がありません。



講演する松島弁護士



講演後は人権共闘の総会も開催



谷内純一



発言する鎌田伸一さん